

## 評 定 書

丸天星工業株式会社  
代表取締役 川村 右介 様

平成27年7月23日付で申請を承諾した下記の構造方法に係る構造耐力性能評定については、ハウスプラス確認検査株式会社において慎重審議の結果、別紙評定報告書のとおり構造耐力上支障ないものと評定する。

平成28年2月10日

ハウスプラス確認検査株式会社  
代表取締役社長 川股 孝志



## 記

## 1. 件名

厚 30 mm スギ直交集成板「J パネル」を木ダボ「スーパーダボ SPL 10×60」を用いて3枚たて継ぎとした面材／ねじ「パネリードⅡ\*(P6×90Ⅱ\*)」／ねじピッチ@100 mm 以下／ダボピッチ@85 mm 以下／真壁仕様／木造軸組工法耐力壁

## 2. 評定事項

- ① 耐力壁の短期許容せん断耐力 (Pa)
- ② 耐力壁のせん断剛性 (K)
- ③ 柱頭柱脚接合部の引抜力の計算時に用いるせん断耐力

なお、当該耐力壁（鉛直構面）の鋼製部品の製造に係わる品質管理については本評定の範囲外とする。

## 3. 評定結果

- ① 短期許容せん断耐力 (Pa) : 10.6 kN  
単位壁長さあたりの換算値 (Pam) : 11.6 kN/m
- ② 耐力壁のせん断剛性 K  
下式により算出する。

$$K[\text{kN/m}] = Pa[\text{kN}] \times 120 / \text{横架材天端間高さ}[\text{m}]$$

- ③ 柱頭柱脚接合部の引抜力の計算時に用いるせん断耐力  
短期許容せん断耐力に安全率を乗じた下式によって算出する。

$$\text{引抜力検討用せん断耐力 } Pa' [\text{kN}] = Pa \times 1.45 (\text{安全率})$$

次頁へ続く

4. 評定の前提条件

当該耐力壁（鉛直構面）は建築基準法施行令第46条第2項第1号の木造建築物に用いるものとする。また、準拠する計算規準は「木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2008年版）」とする。

5. 評定の詳細

別紙評定報告書のとおり

以上